

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

2023年4月1日以降始期契約用

自賠責共済（保険）は強制保険です。

自動車損害賠償保障法によって道路を走るすべての自動車（二輪車を含む）、
原動機付自転車に加入が義務づけられています。

加入せずに運行すると法律により罰せられます。

6カ月の範囲内の **免許停止（違反点数 6点）** + **1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

加入していないと車検を受けられません。

車検時には、車検期間をカバーする共済期間の自賠責共済に、加入している必要があります。

原付はここを
チェック！



有効期限（満期年月）はステッカー
で確認を！

※ステッカーの色は年ごとに異なります。

補償内容

ご契約車両を運行中に、他人にけがをさせたり、死亡させたことにより
賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

	お支払いする主な内容	お支払限度額（被害者1人につき）
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障がいによる損害	逸失利益、慰謝料等	障がいの程度（14等級あります）により 最高3,000万円※ ※神経系統などに著しい障がいを残して常時介護が必要な場合は 最高4,000万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料（本人および遺族）	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円

（注）次のような場合には共済金を減額してお支払いする場合があります。1.被害者に重大な過失があるとき 2.受傷と死亡との間および受傷と後遺障がいとの間の因果関係の認否が困難なとき

加入のお手続き

最寄りのこくみん共済 coop 窓口または自賠責共済代理店にて、以下の
書類に共済掛金を添えてお申込みください。※共済掛金は裏面をご参照ください。

お申込みの際
に必要なもの

- ① 契約される車両の車検証（電子車検証をお持ちの方は、自動車検査証記録事項）
- ② 満期をむかえる自賠責保険（共済）証明書

- 車検対象自動車で継続車検を受けられる場合の自賠責共済のお申し込みは、現在の車検の満了日の2ヵ月前からお申し込みいただけます。
- 車検対象自動車で新車新規の車検登録をされる場合の自賠責共済のお申し込みは、車台番号および車種が記載された書類（自動車売買契約書等）をご持参願います。なお、契約開始予定日の1ヵ月前からお申し込みいただけます。
- 原付等の車検対象外の自動車についての自賠責共済のお申し込みにあたっては、標識交付証明書、軽自動車届出済証、または車台番号のわかる書類をご持参願います。

※こくみん共済 coop 組合員の方が加入いただけます。組合員になるには、組合員加入手続きと出資金が必要です。
※自賠責共済代理店では、組合員加入手続きの取り次ぎを行っております。詳しくは当会にお問い合わせください。

⚠ 農耕作業用の小型特殊自動車（時速35km未満）は加入できません。

⚠ 自賠責共済（保険）は、法律で加入を義務づけられているため、クーリング
オフ制度の適用対象外となっています。契約締結後（自賠責証明書の交付
後）の契約申し込みの撤回・取消（掛金の全額返戻）はできません。

自賠責共済掛金表

【本土版】(抜粋) 2023(令和5)年4月1日以降始期契約

(単位:円)

車種	共済期間	60ヵ月契約	48ヵ月契約	37ヵ月契約	36ヵ月契約	25ヵ月契約	24ヵ月契約	13ヵ月契約	12ヵ月契約
自家用乗用自動車				(24,190)	(23,690)	18,160	17,650	12,010	11,500
軽自動車	検査対象車			(24,010)	(23,520)	18,040	17,540	11,950	11,440
自家用小型貨物自動車						(20,950)	(20,340)	13,480	12,850
自家用普通貨物自動車	最大積載量が2トンを超えるもの					(32,030)	(30,980)	19,290	18,230
	最大積載量が2トン以下のもの					(29,300)	(28,370)	17,860	16,900
二輪車	250ccを超えるもの			(10,630)	(10,490)	8,910	8,760	7,150	7,010
	125ccを超え250cc以下のもの	14,200	12,470		10,710		8,920		7,100
	原動機付自転車(125cc以下)	13,310	11,760		10,170		8,560		6,910

※本土離島、沖縄、沖縄離島の掛金については当会にお問い合わせください。

※()内の掛金は、新車登録時に必要となる共済掛金です。

より安心なカーライフをお過ごしいただくために。
自賠責共済だけでなく、マイカー共済にもご加入いただくことをおすすめします!

■自賠責共済とマイカー共済 補償範囲の違い

	相手方への補償		ご自身への補償		示談交渉
	 死傷	 クルマ・物	 死傷	 クルマ	
自賠責共済	○*	×	×	×	×
マイカー共済	○ 対人賠償	○ 対物賠償	○ 人身傷害補償 搭乗者傷害補償 など	○ 車両補償	○

○: 補償します ×: 補償しません *補償されるが、補償額に限度がある(傷害: 最高120万円、死亡: 最高3,000万円、後遺障がい: 最高4,000万円)

たすけあいの輪をむすぶ



こくみん共済<全労済>
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資が必要です(生活協同組合運営のために10口(1,000円)以上の出資をお願いしています)。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの「こくみん共済 coop」へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。

「こくみん共済 coop(当会)」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください)。

お申し込み・お問い合わせは

～ ぜひお気軽にお問い合わせください! ～

こくみん共済 coop <全労済> 東京推進本部 中南部支所 担当者: 清水

TEL: 03-5776-6031

営業時間: 9:00~17:00(土日祝除く)

